

平成二十一年二月六日受領
答弁第六三三号

内閣衆質一七一第六三号

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による拉致問題についての外務省HPにおける記述に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による拉致問題についての外務省HPにおける記述に関する再質問
に対する答弁書

一について

拉致問題が我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるとの認識を含む政府の立場は、外務省のホームページに掲載されている「パンフレット「北朝鮮による日本人拉致問題」」等に記述されている。

二について

御指摘の文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第五条に基づいて、人権侵害問題への対処という観点から作成されたためである。

三から六までについて

外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、拉致問題に関する政府の認識は先の答弁書（平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第二〇号）七、八及び九について述べたとおりである。